

奈良県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、御所市選挙管理委員会から報告があった。

令和六年四月二十六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

別紙のとおり

名 称	所 在 地
御所市防災交流館	御所市大字三室 1 1 1 － 1